

人権分野で国際貢献

最も苦しんでいる人たちのために活動したい

～人権侵害に光をあて、世界に発信し、改善を促す国際人権 NGO
ヒューマンライツ・ナウ事務局長～



伊藤和子氏

Profile いたうかずこ

弁護士、国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ事務局長、ミモザの森法律事務所代表。1994年に弁護士登録以来、女性、子どもの人権、えん罪事件など人権課題に関わって活動。アジアの子どもの商業的性的搾取に関する問題、イラク人質事件など、国境を越えた問題にも取り組む。2004年、ニューヨーク大学ロースクールに客員研究員として留学、2005年、ジュネーブの国連人権機関でインターン、米国人権 NGO での国際協力弁護士を経て、2006年、国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウの立ち上げに関わる。以後、アジア地域、紛争地域等の深刻な人権問題の解決を求めて日々活動中。国連機関である UN Women のアジア太平洋地域アドバイザーも務める。

Book

『人権は国境を越えて』



伊藤和子著／岩波ジュニア新書／820円＋税

世界で最も深刻な人権侵害に苦しんでいる人びとのために。そんな夢を抱いた伊藤さんが、思い切って仲間と国際人権 NGO を立ち上げ、現地で被害の実態を調査し、関係国政府に働きかけ、また被害者を励ます。東南アジア、イラク、3・11被災地、福島…と飛び回り、人権侵害をなくすために粘り強く取り組んできた報告。

想像を絶する人権侵害に ショックを受けた

1994年に弁護士になった私は、その翌年に北京で開かれた世界女性会議・NGO 会議に参加する機会に恵まれました。この会議で、世界の女性たちが日本では考えられないような人権侵害を受けていることを知り、あまりにも深刻な報告の数々に、大きな衝撃を受けました。

それ以来、私は弁護士として日本という枠を超えて世界の深刻な人権問題に関わりたく、そしてその解決を求めるような立場で自分の法的な知識を生かしたい、と思うようになりました。ところがその当時、日本を本拠とする国際人権団体はなく、一緒に活動する人もいませんでした。それなら自分で立ち上げるしかないと思い、時間はかかりましたが、仲間と共に2006年に国際人権 NGO 「ヒューマンライツ・ナウ」を設立したのです。

立場の弱い人に代わって 声を上げ、政府に働きかける

「国境を越えて世界で最も深刻な人権問題に取り組む」という理念の下、活動の柱を3本立てました。一つは事実調査です。人権侵害の被害にあっている人は非常に立場が弱く、被害にあった後もなかなか声を上げられない、または、上げてても無視されてしまいます。そこで、海外の団体が出かけて行き、人権侵害の調査をし、被害者に代わって声を上げ、広めていくのです。事実が明るみに出ることが人権侵害をやめさせることにつながりますので、まずは現地に行って実態を調査します。

しかし、その結果をプレスリリースしてもなかなか人権侵害が止まらない場合は、当該政府に対していろいろな働きかけを行うことがあります。日本はアジアやアフリカ諸国にたくさんの援助金（ODA）を出す影響力の大きな国ですが、人権問題に関しては普段沈

黙したまま国際協力を続けています。人権侵害が非常に酷いことを知りながら、その問題に何ら向き合わずに、できる範囲の協力をするというのは、果たしていい社会に変えていくことになるのでしょうか。そこで私たちは、人権侵害全体の構造を変えるために、日本政府としての役割を果たしてもらいたい、必要に応じて発言をしてもらいたい、ということを日本政府に働きかけることもしています。

また、ヒューマンライツ・ナウは2012年に国連の特別協議資格*を取得し、国連に直接働きかけができるようになりました。国連がまだ取り組んでいない問題、もしくはまだ不十分だと思われる問題に関して、きちんと目を向け、必要な決議採択やメカニズムの設置をしてもらうように働きかけること、国連がすでに取り組んでいるスキームなどを通じて、国連の決議に私たちの意見を反映させ、より有効でよりインパクトのあるものにしていくことが、国連に対する大きな働きかけです。

現在、私たちはインドや中東地域も含めて大規模な国際的リサーチをしていますが、それらの国々では女性であるがために不当に自由を拘束される、もしくは、自由な行動を理由に処罰されることが多くあります。たとえば、レイプの被害者が、結婚前に性交渉をもったと責められて、刑事処罰を受けることがいまだにあるのです。

最近、国連の中に女性に対する差別的な立法や慣習をなくすためのワーキンググループができました。そこに私たちが調べた情報を提供し、特に、女性であるがゆえに処罰されることがないように、という改善のキャンペーンを準備しています。

*国連の認定 NGO として、経済社会理事会の会合にオブザーバーを派遣し、書面で意見を述べることができる資格。

市民社会への継続的な支援

一方、人権侵害の問題を根本的に解決するためには、国連や政府に働きかけるトップダウンのアプローチだけでは限界があり、やはりその地域の市民社会が草の根レベルで問題を解決するようにならないと、根本的な解決には至りません。

私たちは2009年から、次世代に人権を教え、育てたいというミャンマー人弁護士たちと協力し、タイでミャンマー人の学生たちを対象に、人権を教える学校を運営してきました。ミャンマーでは長い間軍事独裁政権が続き、学校では人権について習わないし、人権について話すことすら禁止されてきました。今まで何となく受け入れてしまっていた土地の明け渡しや強制労働、子どもを少年兵に取られてしまうことなどは、明らかな人権侵害であり、そういう扱いを受けない権利が自分たちにあることを、まず知ることが大切です。

いま、私たちがトレーニングをした学生さんたちは、民主化の実現しつつあるミャンマーに戻り、人権活動を始めています。

各国の人権侵害は非常に根深く、今に始まった問題ではないので、私たちにいったい何ができるだろうかと思うと、なかなか難しいのですが、その国の市民社会を応援していくというアプローチは大切だと思います。また、人権状況を劇的に改善する特效薬はなく、状況は少しずつ変わっていくものなので、一過性ではなく息の長い支援活動

が大事になってくると思います。

多くのボランティアと共に

人権侵害は実際に起きている具体的な事実です。ここで誰かが殺されているとか、不当にレイプをされているというのは「事実」です。その事実は法律専門家でなくてもウォッチすることができ、報告することができます。そういう意味で、海外のプロジェクトに参加し事実調査をしてくださる人には、法律の専門家だけでなくフォトグラファーやジャーナリストもいらっしやいます。しかし、現場に行って調査をする人間は一握り、逆にそれがどこまで広がるかが大事です。ビデオ撮影、宣伝物の制作、国連でのロビー活動など、いろいろな人がプロボノ（職業上の知識やスキル、経験を生かして社会貢献する新しい形のボランティア）として関わってくださっています。

青年海外協力隊の方々には、帰国してしまうと国際的な問題との接点がない人も多いと聞き、非常にもったいないと感じます。ヒューマンライツ・ナウに入会すれば、どんなプロジェクトにも参加していただけます。私たちは国ごとの勉強会を開き、チームを組んでいるのですが、「その国の問題とその国の人権問題を知ろう」というイベントと一緒に企画していただけたら、とも思います。仮に現在、国際協力を仕事にしないポジションであったとしても、現地で得られたスピリット等を忘れないで、何らかの形で少しずつでも関わっていただきたいですね。私もボランティアでヒューマンライツ・ナウの事務局長をしています。皆さんも、最初の志や貴重なご経験をどこかで生かせるような活動をしませんか。